

平成30年3月30日

国土動指第103号

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



「賃貸住宅標準管理委託契約書」の策定について

貸主が賃貸住宅管理業者に対し、アパート等の賃貸住宅一棟全体について管理を委託する場合の標準契約書としては、宅地建物取引業者が賃貸住宅の代理と併せて管理を行う場合の「住宅の標準賃貸借代理及び管理委託契約書」が平成6年に作成されて以降、その後の状況の変化に対応した改正が行われておらず、当該契約書の見直しが必要でした。

見直しに当たっては、平成23年に施行した賃貸住宅管理業者登録制度との整合を図るとともに、賃貸住宅の代理と併せて管理を行う実態が少なく、かつ、代理に関しては、別途「住宅の標準賃貸借代理契約書」があることから、今般の見直しでは「住宅の標準賃貸借代理及び管理委託契約書」から代理の業務を除いた上で、新たに賃貸住宅管理業の標準契約書を別添1のとおり策定しました。

については、今回の策定の趣旨を踏まえ、賃貸住宅に係る管理委託契約を締結する場合には、これらを指針として活用するよう、貴団体加盟の業者に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、本件に関しては、別添2のとおり各地方支分部局の長あて通知しましたので、参考までに送付します。